

令和6年度 常任委員会の活動評価について

1 チェックシートによる評価

令和7年

3月4日（火） 予算決算常任委員会理事会

3月10日（月） 常任委員会（政策企画雇用経済観光、防災県土整備企業、教育警察）

3月11日（火） 常任委員会（総務地域連携交通、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院）

（1）チェックシートの項目を参考に、1年間の委員会活動を振り返り、良かった点、改善すべき点等を委員間討議する。

（2）委員間討議の後、正副委員長、各委員（理事）がそれぞれチェックシートに評点等を記載して提出する。

2 委員会活動評価総括表について協議

3月12日（水） 常任委員会（政策企画雇用経済観光、防災県土整備企業、教育警察）

3月13日（木） 常任委員会（総務地域連携交通、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院）

3月18日（火） 予算決算常任委員会理事会

○ 「1チェックシートによる評価」での議論と、チェックシートによる評価結果を踏まえて協議し、「委員会活動評価総括表」を作成する。

3 委員長会議での報告及び確認

3月21日（金） 委員長会議

○ 各委員長から、「委員会活動評価総括表」により1年間の委員会等活動の評価を報告するとともに、委員長間で共有すべき取組等を確認し、次期委員会等への引継ぎ事項を整理する。

※ 委員長会議開催後に常任委員会等を開催した場合には、「委員会活動評価総括表」への補足の有無・内容について、当該委員会（理事会）において協議し、補足後の「委員会活動評価総括表」を委員長から議長に提出する。

4 代表者会議への報告

5月（予定） 代表者会議

○ 議長から委員会活動の評価や次期委員会への引継ぎ事項も含め議会活動計画の実施状況を報告し、今後の対応方針を決定する。

5 次期委員会への引継ぎ

5月（予定） 委員長会議

○ 議長から、次期委員長に、代表者会議で決定した対応方針とともに、前期の委員会活動の評価を引き継ぐ。

常任委員会活動チェックシート

このチェックシートは、「三重県議会 議会活動計画」に基づき、毎年次の委員会活動について自己評価を行うものです。

「基本方針」を踏まえて、今年次の委員会活動を振り返り、それぞれの「評価対象項目」について、「取組の方向」や「評価の視点」を参考にして、委員（理事）の皆さんで自己評価（5段階評価）を行ってください。（但し、該当のない項目は評価しませんので、当該項目の評価欄には「－」をつけてください。）

【チェックシートを記入するにあたっての注意事項】

<p>■点数の基準</p>	<p>○委員個人の評価とします。</p> <p>○基準となる点数は「3点」とします。</p> <p>1点・・・「ほとんどできなかった」「不満足」</p> <p>2点・・・「あまりできなかった」「例年よりもできなかった」「やや不満足」</p> <p>3点・・・「通常どおりできた」「例年どおりできた」「普通」</p> <p>4点・・・「通常よりも良くできた」「例年よりも良くできた」「概ね満足」</p> <p>5点・・・「ほぼ完璧にできた」「十分満足」</p>
<p>■評価できない項目 （該当なし「－」）</p>	<p>○チェックシートを記入する前に、委員間で協議を行い、評価項目に含めるか否か（「－」とするか否か）を委員会として決めます。</p>

常任委員会活動チェックシート

委員会名(医療保健子ども福祉病院常任委員会)

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	評価	自由記載(評価点の理由や気づいた点)
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用を努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。		
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。		
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。		
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。		
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		
6	総合計画に係る調査・審査	総合計画及び「みえ元気プラン」の策定並びに「県政レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	評価	自由記載(評価点の理由や気づいた点)
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。		
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)		

医療保健子ども福祉病院常任委員会 活動実績書 案（令和6年5月～令和7年5月）

令和7年3月11日現在

1 所管調査事項

- ・医療及び介護行政の推進について
- ・社会福祉及び社会保障の推進について
- ・保健衛生行政の推進について
- ・病院事業の運営について
- ・子ども及び青少年の育成について

2 重点調査項目

- (1) 医療・介護の人材確保と働き方改革について
- (2) がん・糖尿病等生活習慣病の医療・介護連携について
- (3) 妊娠・出産における医療・福祉体制の整備について
- (4) 子どもの命と権利を守る取組について
- (5) 共生社会の実現について
 - ・ひきこもり対策について
 - ・認知症対策について

3 活動計画表

重点調査項目	令和6年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月	4月	5月
(1) 医療・介護の人材確保と働き方改革について (2) がん・糖尿病等生活習慣病の医療・介護連携について (3) 妊娠・出産における医療・福祉体制の整備について (4) 子どもの命と権利を守る取組について (5) 共生社会の実現について ・ひきこもり対策について ・認知症対策について	常任委員会 所管事項説明 (5/22)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の調査等 (6/19, 21) 予決分科会 補正予算等 (6/19, 21)	県内調査 (7/18) 県内調査 (7/23)		県外調査 (9/4～6)	常任委員会 議案の審査、所管事項の 調査等(10/4, 8, 15) 予決分科会 補正予算等(10/4, 8) 令和5年度歳入歳出決 算、所管事項の調査 (当初予算編成に向け ての基本的な考え方) (10/30)	常任委員会 参考人の出席要 求(10/30)	常任委員会 議案の審査、所 管事項の調査 等(12/9, 11) 予決分科会 補正予算等 (12/9, 11) 常任委員会 参考人招致、所 管事項の調査 等(12/13)	常任委員会 所管事項の調 査、参考人の出 席要求(1/20) 予決分科会 補正予算等 (1/20)	常任委員会 参考人招致 (2/7) 予決分科会 補正予算等 (2/25)	常任委員会 議案の審査、所 管事項の調査 等(3/11, 13) 予決分科会 当初予算、補正 予算等 (3/11, 13)		
執行部の主な予定		令和6年版県 政レポート (案)				一般会計・特別会計決算 令和7年度行政展開方 針(案) 当初予算編成に向け ての基本的な考え方		当初予算要求 状況		当初予算案	令和7年度行 政展開方針		

4 県内外調査について

- (1) 県内調査
 - 7月18日(木) 子育て家庭を支援する組織(三重県北勢児童相談所)の取組や子どもの福祉・権利を擁護する自治体(桑名市)の取組について調査を行った。
 - 7月23日(火) 生活習慣病や妊娠・出産に係る体制整備を図る自治体(松阪市)の取組、共生社会の実現に向けた自治体(伊勢市)の取組について調査を行った。
- (2) 県外調査
 - 9月4日(水)～9月6日(金) ICTの活用により生産性向上を図る介護事業者(社会福祉法人善光会)の取組、ゲーム・ネット依存治療を専門とする医療機関(独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター)や子どもの居場所づくりを推進する団体(認定NPO法人フリースペースたまりば)の取組、スポーツ、レクリエーション活動を通じ、障がい者の社会参加、福祉の増進等を目指す自治体(横浜市)の取組について調査を行った。

『令和6年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見への回答

【医療保健子ども福祉病院常任委員会】

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
2-1	地域医療提供体制の確保	医療保健部	「K P I の達成状況と評価」における「病院勤務医師数」の目標値について、実態を捉えた上で必要とあらば都度の見直し等検討されたい。 また、「がん検診受診率」について、住民検診だけでなく職域での健診を含めた受診率の変化を把握した上で、死亡者数の増減について精査されたい。 さらに、「循環器病による10万人あたりの死亡者数」について、三重県は全国の平均値より高い数値を示しているためしっかりとした対策を検討されたい。	病院勤務医師数の目標値については、医師確保計画に沿ったものであるが、県が毎年実施している病院勤務医師数の調査によって実態を捉えるとともに、必要が生じた場合には見直し等を検討してまいります。 がん検診受診率については、職域も含めた受診率の変化についても把握するとともに、年齢調整死亡率との関連について精査に努めます。 三重県の循環器病による10万人あたりの死亡者数が全国の平均値より高い数値を示していることについて、分析を進め対策を検討してまいります。
			「女性が働きやすい医療機関」認証制度について、働き方改革の考え方を取り入れた内容に見直されるよう検討されたい。	「女性が働きやすい医療機関」認証制度について、働き方改革の考え方を取り入れた内容への見直しを検討し、勤務環境改善の取組を推進してまいります。
			人口1万人当たりの平均救急出動件数を見ると県内市町の順位が全国的に高い順位にあり、救急車の適正利用について具体的に記載し啓発に努められたい。	夜間等に受け入れ可能な医療機関を案内する「医療ネットみえ」など、119番以外の対応窓口の普及について追記するとともに、救急車の適正利用に関する啓発を強化してまいります。
			医療D X の推進について記述されるよう検討されたい。	令和6年度において新たに、医療機関間の医療情報連携に向けた基盤整備に取り組むなど、医療D X の推進について追記しました。
2-3	介護の基盤整備と人材確保	医療保健部	「認知症になっても希望を持てる社会づくり」について、認知症 I T スクリーニングの拡大の取組や認知症カフェの取組等“社会づくり”としての活動内容をしっかりと記載するなど県としての取組姿勢をより強く示されたい。	認知症 I T スクリーニングを実施していない市町への拡大や、認知症カフェの県内の設置数が増えるよう、市町へ働きかけや支援することを追記し、認知症になっても希望を持てる社会づくりに取り組んでまいります。

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
2-4	健康づくりの推進	医療保健部	「K P I の達成状況と評価」における「健康寿命」における実績値について、コロナ禍以前は延伸を示してきた。この理由についてしっかりと検証されたい。	医療技術の進歩等に加え、これまで取り組んできた健康経営や健康マイレージ事業などにより数値が伸びてきたと考えられるが、引き続き検証を行うとともに、さらなる健康寿命の延伸を図るため、健康に関心の薄い人を含む、幅広い層にアプローチを行う「自然に健康になれる環境づくり」に取り組んでまいります。
			「難病対策の推進」について、難病相談支援センターの一層の周知を図られたい。	難病相談支援センターの周知については、これまで、センターの職員が病院や企業等を訪問し、センターの活動や相談窓口を記載したチラシの配置を依頼するとともに、難病医療費助成の申請手続きの際、難病患者やご家族に周知しているところですが、さらなる周知を図るために有効な媒体および機会について検討してまいります。
			「歯科保健対策の推進」について、通院が困難な方々を対象とした在宅歯科保健医療の提供体制に、ひきこもり地域支援センターとの連携による、ひきこもりの方も含めた、具体的な方策について記載されたい。	受診が困難な人に対する在宅歯科保健医療の提供体制のさらなる充実に取り組むことを追記するとともに、具体的な方策については、ひきこもり支援センターをはじめとした関係機関、関係部局と連携し、検討してまいります。
13-1	地域福祉の推進	子ども・福祉部	「地域福祉活動の推進と質の高い福祉サービスの提供」について、保育所等への指導監査体制の整備等よりよい保育環境の整備を進められたい。	会計年度任用職員や社会保険労務士等専門家を活用しながら、質と量とを両立した監査体制の充実を図ることで、保育所等社会福祉施設の適正な運営・サービスの質の確保につなげていきます。
			「生きづらさを抱える人の支援体制づくり」について、ひきこもり状態にある方向けの就労支援に係る記載を検討されたい。	就労支援は、ひきこもり支援の中で大事な取組の一つであり、「三重県ひきこもり支援推進計画」の取組方向「5 社会参加・活躍支援」にも位置づけ、取組を進めているところです。 ご意見を踏まえ、関係機関と連携した就労支援に取り組むことを記載しました。
			「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」について、おもいやり駐車場の使用方法やヘルプマークの利用等啓発に係る記述を充実されたい。	ご意見を踏まえ、おもいやり駐車場の使用方法について、実際の利用者等の意見を聴きながら運用の改善を図ることを記載しました。 また、ヘルプマークの利用等啓発については、学校出前授業やポスター・チラシの掲示・配布等により普及啓発に取り組み、意識醸成に努めていくことを記載しました。
			「戦没者遺族等の支援」における「参列しやすい環境整備」について、慰霊式参列等に係る支援策の一層の充実を図られたい。	沖縄「三重の塔」戦没者慰霊式については、令和6年度において参列者の旅費支援の充実を図ったところですが、引き続き慰霊式参列等に係る支援が充実するよう参列者の立場にたった取組を検討してまいります。

施策番号	施策名	担当部局名	委員会意見	回答
13-2	障がい者福祉の推進	子ども・福祉部	「共生社会の実現に向けた手話施策の推進」について、能登半島地震を踏まえた上で今年度の取組に係る記述を検討されたい。	ご意見を踏まえ、能登半島地震を踏まえた令和6年度の取組について、災害に備えた聴覚障がい者の支援体制の検討に取り組むことを記載しました。
			「農林水産業と福祉との連携の促進」について、農福連携商品の企業における活用促進を部局間で連携して推進されたい。	ご意見を踏まえ、農林水産業と福祉との連携による商品の認知度向上につながるマルシェの開催を支援することや、雇用経済部と連携して、農林水福連携に取り組む事業者と企業等をマッチングし、農林水福連携により生産された生産物やその加工品の企業等における利用を新たに促進することを記載しました。
15-1	子どもが豊かに育つ環境づくり	子ども・福祉部	「子どもの貧困対策の推進」において、中高生世代の居場所づくりについて記述し推進を図られたい。 また、ヤングケアラーへの支援体制について、学校等と連携して実態を捉え具体的な支援に取り組まれたい。	ご意見を踏まえ、さまざまな「子どもの居場所」のニーズに対応するための取組の一つとして、中高生世代の居場所づくりに係る調査等を実施することを記載しました。 また、ヤングケアラーの支援については、学校と連携し早期把握、切れ目のない支援につなげられるよう取り組んでいきます。
15-2	幼児教育・保育の充実	子ども・福祉部	放課後児童クラブの待機児童の解消について、市町と連携して取り組まれたい。	市町と情報共有・連携を図り、実態把握に努めながら、放課後児童クラブの待機児童の解消に向けて、施設整備や人材確保等について、取組を進めていきます。
15-3	児童虐待の防止と社会的養育の推進	子ども・福祉部	「児童虐待対応力の強化」について、県と市町・関係機関との連携について記載し再発を防ぐ体制を整備されたい。	ご意見を踏まえ、市町や関係機関との連携をさらに深め、一層の再発防止策を講じることで、児童虐待対応の強化に取り組むことを記載しました。
			「社会的養育の推進」について、社会的養護経験者の自立を強く後押しする記述を検討し、切れ目のない支援を図られたい。	社会的養護経験者の自立に向けての支援は、NPO等とも連携しながら自立支援計画を作成しているところであり、ご意見を踏まえ、関係機関と連携した自立支援をより一層推進することを記載しました。

医療保健子ども福祉病院常任委員会 委員長報告

(令和6年6月28日 付託議案)

ご報告申し上げます。

医療保健子ども福祉病院常任委員会に審査を付託されました、議案第92号「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案」ほか2件につきましては、去る6月19日及び21日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

はじめに、大麻草に係る適切な栽培及び管理の徹底についてであります。

大麻については、単にその有害性を危険視するだけでなく、有害成分が少ない品種に係る産業用途の利用価値について評価がされているところ、今回の法改正では、「大麻草を活用した産業の育成を図る場合には、関係省庁が連携して進めるようにする」旨の附帯決議がなされました。

県当局におかれては、大麻草の栽培管理にあたり、大麻草の産業用途の利用に係る国の動向を注視しつつ、時機に応じて所管部の見直しを検討されることを要望します。

次に、「三重県子ども条例」の改正についてであります。

三重県では、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりをめざし、平成23年、「三重県子ども条例」を制定しました。

条例の施行から10年以上が経過し、現在子どもに係る多くの課題が顕在化しており、また、国においては令和5年4月に子ども基本法が施行されるなど「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が進められています。このような状況をふまえ、6月21日の委員会において、県当局より本条例改正の方向性が示されました。

本条例の改正は、子どもを取り巻く環境の変化に対応するために進められるものであり、県当局におかれては、子どもの権利を守ることを主たる目的とする内容で検討を進められるよう要望します。

以上、ご報告申し上げます。

医療保健子ども福祉病院常任委員会 委員長報告

(令和6年10月18日 付託議案)

ご報告申し上げます。

医療保健子ども福祉病院常任委員会に審査を付託されました、議案第111号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例案」ほか1件につきましては、去る10月8日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

はじめに、県立総合医療センターにおける不適切な保険請求事案についてであります。

県立総合医療センターは、同院がかつて実施した産婦人科腹腔鏡手術に係る保険請求上の過誤を契機に、東海北陸厚生局の監査を受けたところ、平成30年5月1日から令和4年12月31日までの診療報酬に関する保険請求において、不正又は不当な請求事案があるとして、令和6年9月25日付けで戒告措置を受け、自主点検を実施の上で返還するよう求められました。

県当局におかれては、このような事案が生じた原因をしっかりと分析の上、現行のチェック体制が機能していれば防ぐことができたのか等検証し、再発防止を図られますよう要望します。

次に、「三重県子ども条例」の改正についてであります。

「三重県子ども条例」について、施行から10年以上が経過し、子どもを取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、県当局にて条例改正の検討を進めているところ、令和6年10月8日に開催された委員会において、中間案が示されました。

この案の前文では、いじめ、不登校、児童虐待相談対応件数の増加や子どもの貧困等、子どもの置かれている状況の深刻さが増していることを捉えているところ、今を生きている子どもたちが、将来に向かって夢や希望を持ち、豊かな育ちを望むことができるような内容とすることを検討されるよう、また、第14条では、子どもが多様な体験活動等の機会に接することができるよう、県が支援する旨を規定しているところ、特に「三重の自然」を活かした体験活動の機会に接することが期待できるような内容とすることを検討されるよう要望します。

以上、ご報告申し上げます。

予算決算常任委員会 医療保健子ども福祉病院分科会
委 員 長 報 告

(令和6年10月15日)

委員長のお許しをいただきましたので、本分科会において、特に議論のありました事項について、ご報告申し上げます。

「看護師等養成所運営費補助金」についてであります。

当該補助金は、
看護師等養成所の養成力を充実強化し、
医療技術の進歩に対応できる看護職員を確保することを目的として、
看護師等養成所の運営にかかる経費について、
地域医療介護総合確保基金を財源として、
国の標準単価をベースに積算をし、交付してまいります。

看護師等養成所の経営は逼迫しているところであり、県当局におかれましては、昨今の物価高騰等の影響をふまえた標準単価の見直しを国に求められますよう、また退学率加算の見直し等当該補助金のより効果的な在り方についてしっかりと検討されますよう、要望します。

以上、ご報告申し上げます。

予算決算常任委員会 医療保健子ども福祉病院分科会
委 員 長 報 告

(令和6年12月17日)

ご報告申し上げます。

医療保健子ども福祉病院分科会で詳細審査を分担いたしました、議案第124号「令和6年度三重県一般会計補正予算（第3号）」の関係分ほか6件につきましては、去る12月9日及び11日に分科会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本分科会で特に議論のありました事項について申し述べます。

「沖縄『三重の塔』^{えんない}苑内広場改修工事に係る契約」についてであります。

沖繩県糸満市摩文仁いとまん まぶににある戦没者慰霊施設の「三重の塔」は、「三重県沖繩戦没者友の会」発案のもと、当時の知事を会長とする「三重県戦没者沖繩慰霊塔こんりゅう建立委員会」により、県と市町村の支出のほか、多くの団体や県民の皆さまからの寄付を財源とし、昭和40年6月に整備されたもので、その後、委員会の解散に伴い三重県に譲渡され、県の施設として維持管理を行っているものです。

令和4年度から県が主催者となり慰霊式を開催していますが、苑内えんないには慰霊式を行うための十分なスペースがなく、また、段差等により高齢のご遺族の方々には利用しづらいことから、令和7年の戦後80年の機会をとらえ、これらを解消するための改修工事に係る債務負担行為を計上しています。

この計画を進めるにあたり、当局におかれては、“三重らしさ”が感じられ、宗教色なく、安全でより多くの方々を訪れ、戦没者に対する慰霊や平和への思いをつなげていくための祈りを捧げることのできる環境を整備されるよう要望します。

以上、ご報告申し上げます。

常任委員会活動 上半期振り返りシート

委員会名：医療保健子ども福祉病院常任委員会

○ 委員会審議の活性化の視点

- ・ 正副委員長より審議すべき項目についての配慮があり、充実した討議をすることができた。

○ 年間活動計画について

重点調査項目

- ・ 県政を取り巻く課題が多岐に亘ることから幅広い重点調査項目を設定することとなったが、適切な調査をすることができた。

県内外調査

- ・ 県外調査では、ICTの活用により生産性向上を図る介護事業者やゲーム・ネット依存治療に取り組む医療機関、子どもの居場所づくりを推進する団体や障がい者との共生を目指すスポーツ施設を訪問し、今後県内での一層の取組が期待される分野の先進事例を調査することができた。

○ その他

- ・ 能登半島地震における災害医療等の支援活動についての報告が適時になされ、災害医療体制等の整備に係る議論を適切にすることができた。
- ・ 重点調査項目が幅広く、また扱う条例や計画が多いことから、特に調査をして議論を深める必要のある課題を適切に抽出し、複数の部局を跨ぐ課題については関係する部局の出席を求め、条例制定に向けた検討懇話会等の開催情報やその会議資料を適宜委員にも共有することにより、今後の調査が十分なものとなるよう、正副委員長にて取り計らわたい。

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 ・ 紹 介 議 員	提出された 定例会・会議
請 19	<p>(件 名) 現行健康保険証の存続期間の延期を求めることについて</p> <p>(請願趣旨) マイナンバーカードに保険証機能を組み込んだ「マイナ保険証」の普及のため、2024年12月2日以降は、現行の健康保険証を発行しないことが決まった。マイナンバーカードをめぐる問題は問題が続出している。とりわけ「マイナ保険証」に関しては、他人の情報がカードに紐づけられていたケースが判明するなど、国民の健康や生命に重大な影響を及ぼす恐れのある問題が顕在化している。</p> <p>さらに、認知症高齢者や障がい者などの中には、家族などの手助けがなくてはマイナンバーカードの申請や取得できない方がいるなど、デジタル弱者への対応が不十分なままとなっている。マイナ保険証の暗証番号の管理や5年毎の更新時の手続きなどは、家族や介護施設の職員に大きな負担を強いることになる。</p> <p>こうしたことを踏まえると、国民の不安を解消し、デジタル弱者への対応が十分なされた後にマイナ保険証へ完全移行すべきであり、当面は現行の健康保険証の存続期間を延長すべきである。</p> <p>上記の趣旨から、次の事項について地方自治法第99条の規定による意見書を国に対し提出することを請願する。</p>	<p>津市栄町1-891 三重県勤労福祉会館内 三重退職者連合 会長 野田 穂積</p> <p>(紹介議員) 荊原 広樹 吉田 紋華 芳野 正英 中瀬 信之 稲森 稔尚 小島 智子</p>	6年・6月

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 ・ 紹 介 議 員	提出された 定例会・会議
	<p>(請願項目)</p> <p>1. マイナ保険証に対する国民の不安が解消され、認知症高齢者や障がい者等、マイナ保険証の取得が難しい人への対応が十分になされるまでは、現行の健康保険証を存続させること。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>		

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

資料 7 - 2

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 ・ 紹 介 議 員	提出された 定例会・会議
請 20	<p>(件 名) 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求めることについて</p> <p>(請願趣旨) 「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」。3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒り不安の声が広がっている。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスである。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねない。</p> <p>介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われるが、今回の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがある。すでに23年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所である。</p> <p>厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげているが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れている。</p> <p>訪問介護はとくに人手不足が深刻である。長年にわたる訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回る。ヘルパーの有効求人倍率は22年度で15.5倍と異常な高水準である。</p>	<p>津市柳山津興1548 三重県社会保障推進協議会 会長 林 友信</p> <p>(紹介議員) 吉田 紋華 稲森 稔尚</p>	<p>6年・6月</p>

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 ・ 紹 介 議 員	提出された 定例会・会議
	<p>政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしているが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想される。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしている。これにより厚生労働省は職員のベースアップを24年度に月約7500円、25年度に月約6000円と見込む。しかし財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はない。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけである。</p> <p>以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対する意見書の提出を決議していただくよう請願する。</p> <p>(請願項目)</p> <p>1. 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと</p>		

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 ・ 紹 介 議 員	提出された 定例会・会議
請 25	<p>(件 名) 国保総合システムの開発や運用に対する国の財政支援に関する意見書の提出を求めることについて</p> <p>(要 旨) 国保総合システムの開発や運用に伴う費用については、国保等保険者に追加的な財政負担が生じることのないよう、国の責任において必要な財政措置を講じるよう、国に対して意見書を提出いただくよう請願する。</p> <p>(理 由) 公益社団法人国民健康保険中央会及び各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が開発運用している「国保総合システム」は、国保制度等の基盤を支える極めて公共性の高い、医療DX推進の柱となる重要なインフラである。本システムは、国が定めた「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、第一段階の対応として、令和3年度からクラウドへの移行や支払基金システムと受付領域を共同利用するためのシステム開発に取り組み、令和6年度から稼働させるとともに、第二段階の対応として、支払基金と審査領域を共同利用するためのシステム開発に向けた検討を進めている。</p> <p>しかしながら、第一段階のシステム開発においては、開発期間が限られる中でシステム障害対策等に時間を要したため、システムを最適化するまでには至らなかった。このため、今後はクラウド化の効果が十分に発揮されるようシステムの最適化に取り組み、保守・運用費の縮減を図ることが不可避となっている。</p>	<p>津市桜橋2丁目96番地 三重県自治会館内 三重県国民健康保険団体連合会 理事長 鈴木 健一</p> <p>(紹介議員) 荊原 広樹 龍神 啓介 辻内 裕也 芳野 正英 中瀬 信之 石垣 智矢 稲森 稔尚 小島 智子 村林 聡 長田 隆尚 今井 智広</p>	6年・9月

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 ・ 紹 介 議 員	提出された 定例会・会議
	<p>また、第二段階の支払基金との審査領域の共同開発・共同利用においても、国保等保険者の保守・運用費の縮減が求められており、その実現のためにはシステムの一層の最適化に取り組む必要がある。</p> <p>国保総合システムのこれらの開発に係る費用や保守・運用費を賄うための財源については、国保連合会が保有する積立資産だけでは不足しており、保険者等から徴収する審査支払手数料等を引き上げて対応せざるを得ないこととなるが、国保保険者及び後期高齢者医療広域連合は財政基盤が脆弱な上、物価高騰等の影響による厳しい経済状況の中にあつて、この費用を保険料（税）の引き上げで負担することは極めて困難である。</p> <p>よつて、この内容を実現させるために必要な費用について、保険者や被保険者に追加的な負担が生じることのないよう、国の責任において必要な財政措置を講じることを強く求める意見書の提出を要望する。</p>		

参考人出席要求候補者

12月13日（木曜日）午前10時30分から（オンライン）

○ PERSOL Global Workforce
株式会社 代表取締役社長

多田 盛弘 氏

政府開発援助の事業を中心に、コンサルタントとして過去20年間・30か国以上で産業開発、人材育成、保健医療、教育等多様な分野での事業実施経験があり、2018年は外務省の政府開発援助に関する有識者懇談会の委員を務められました。

また、代表を務める会社においては2024年3月末現在約900名以上の外国人材の採用・受入等を支援し、そのうち介護領域では500名以上の支援実績があります（令和6年度三重県外国人介護人材受入支援事業受託）。

介護分野における人材が不足している現状において、外国人材受入に係る制度や仕組、介護事業者と外国人材のマッチングや地域への定着を進めるさまざまな施策等について、これまでの経験と実績の中からお説明いただきます。

12月13日（金曜日）午後1時から

県内で介護事業所を経営されておられる4名の方より、外国人材の雇用状況とその活躍、外国人材を介護職員として採用することに係る課題、外国人材を介護職員として採用するための取組や働きやすい職場環境づくり、外国人介護人材の採用や日本語教育等の取組等、外国人材を介護職員として採用することに係る現状と課題についてご説明いただきます。

- 一般社団法人全国介護事業者連盟 三重県支部
幹事

堀 博人 氏

株式会社ライフステージ 代表取締役

社会福祉法人むつみ福社会 理事長

四日市市及び松阪市で、訪問介護、通所介護、グループホーム等の事業を展開されておられます。

- 社会福祉法人長茂会
本部長

石塚 昇二 氏

理事施設長

加田 慎二 氏

尾鷲市をはじめとした東紀州地域で、特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービスセンター、グループホーム等の事業を展開されておられます。

参考人出席要求候補者名簿

県内の複数の市では分娩できる病院や診療所がないなど、分娩できる施設の減少は基礎自治体だけの問題ではなく、県の課題となっています。

産科医に過重な労働が課されている中で妊産婦の求める安心、安全、満足を満たすために、正常妊産婦に対しては、助産師が妊娠、分娩、産じょくまで一貫したケアを行うことの有益性が述べられています。

今回、現在の産科医療について研究をされておられる2名の方より、女性の「産む」という生理的な機能を尊重した妊娠・出産・育児の取組や、産科医と助産師の役割分担と連携等についてご説明いただきます。

2月7日（金曜日）午後1時00分から

○ 奈良女子大学 名誉教授

松岡 悦子 氏

2008年9月奈良女子大学生生活環境学部教授、2019年3月定年退職。

ご自身の出産を機に、妊娠・出産の比較文化をテーマに、さまざまな地域の出産にまつわる民俗や儀礼、出産介助者の歴史的変化、また現在の産科医療について研究されてこられました。

○ SBSK自然分娩推進協会 代表

高山赤十字病院 周産期母子・小児医療センター長

荒堀 憲二 氏

1979年自治医科大学卒業。日本専門医機構認定産婦人科専門医。日本産婦人科学会認定指導医。

日本国内の病院だけでなくケニアでの国際協力でも経験を積み、病院長や病院管理者も務めるなど、40年以上にわたり、母子保健医療や産婦人科の臨床に携わっておられます。

2017年には母子保健部門で厚生労働大臣表彰を受賞。現在も臨床医として活動しながら「自然なお産」への取り組みを精力的に行っておられます。